

令和5年度 港湾請負工事施工パッケージ型積算基準 対比表

| 掲 載 頁 | 現 行 (旧) | 改 定 (新) | コ メ ン ト |
|-----------|---|---|---------|
| 表紙 | (別紙) 港湾請負工事施工パッケージ型積算基準 (令和4年4月1日以降入札を行う工事から適用) | (別紙) 港湾請負工事施工パッケージ型積算基準 (令和5年4月1日以降入札を行う工事から適用) | |
| 1節 被覆・根固工 | <p>1. 総 則</p> <p>1-1 適用範囲</p> <p>基礎工および本体工の波浪による損壊を防止するために施工される石材およびコンクリートブロック等による被覆・根固工事に適用する。</p> | <p>1. 総 則</p> <p>1-1 適用範囲</p> <p>基礎工および本体工の波浪による損壊を防止するために施工される石材およびコンクリートブロック等による被覆・根固工事に適用する。 <u>ただし、本基準によることが著しく不相当又は困難であると認められるものについては、適用除外とすることができる。</u></p> | |
| 2節 土工 | <p>1. 総 則</p> <p>1-1 適用範囲</p> <p>港湾・海岸工事における土工事一般の施工に適用する。</p> | <p>1. 総 則</p> <p>1-1 適用範囲</p> <p>港湾・海岸工事における土工事一般の施工に適用する。 <u>ただし、本基準によることが著しく不相当又は困難であると認められるものについては、適用除外とすることができる。</u></p> | |
| 3節 構造物撤去工 | <p>1. 総 則</p> <p>1-1 適用範囲</p> <p>港湾・海岸構造物の撤去到に係わる工事に適用する。</p> | <p>1. 総 則</p> <p>1-1 適用範囲</p> <p>港湾・海岸構造物の撤去到に係わる工事に適用する。 <u>ただし、本基準によることが著しく不相当又は困難であると認められるものについては、適用除外とすることができる。</u></p> | |
| | | | |